

発掘調査の内容について

○ 発掘調査とは

大昔の人々の生活跡は、地面の下に埋もれています。それが埋蔵文化財(=遺跡)です。遺跡は大きく分けて、住居跡など土地と切り離せないもの(遺構)と、土器・石器などの道具(遺物)とがあります。これらは性質上、一度破壊してしまうと二度と復元できないものです。文化財保護法では、国民の文化的向上に資するためにこれらの保護活用をうたっており、発掘調査はその手法の一つです。

○ 発掘調査の手順

1 事前準備

発掘調査対象地に、調査用の器材を搬入し、安全上柵で囲ったり、作業員用のトイレを仮設したりします。

2 発掘作業

①表土掘削・測量

地表面の、遺跡を覆っている土を重機などで除去します。のち、今後の調査に必要な測量用の杭を調査区内に設けます。

②遺構確認

地面をジョレンなどでていねいに削り、遺構の輪郭を確かめます。これにより遺構の数や時代、重なり状況が把握できます。

③遺構掘削

遺構内部の土を掘り下げていきます。この過程には遺構のつくられた時期や用途、廃棄されてから埋没するまでの様子などさまざまな情報が含まれているため、それを記録しながら慎重に進める必要があります。

④記録作成(図面・写真)

掘り上がった遺構や出土した土器など遺物の位置・形状を、測量杭を基準として方眼紙に図化していきます。また、遺構ごとや全体の状況を写真に記録します。

⑤埋め戻し・現場撤収

調査終了後は埋め戻し、器材・出土記録・出土品の搬出、設備の撤去等をもって撤収します。現場での作業はここまでです。



3 整理作業

①基礎整理

持ち帰った出土品は洗浄し、1点1点に出土地点を注記します。図面は、図面間の整合性を確認し、仮全体図を作成したりします。

②遺物・遺物の実測・製図

遺構は現場図面をもとに製図します。遺物も接合して復元し、形状や模様について実測・製図したのち、写真を撮影します。

③報告書作成

発掘調査の経過・成果について②の図とともに原稿をまとめ、公式の発掘調査報告書として刊行します。同書は図書館・研究機関などにも送付し活用されます。これをもって広義の発掘調査が終了します。

